

資 料

別 添 資 料

1. 交通安全施設の整備状況（道路管理者分）
2. 交通安全施設の整備計画（道路管理者分）
3. 交通安全施設の整備状況（公安委員会分）
4. J R九州の種別ごとの踏切数と原因別踏切事故数の推移
5. J R九州の事業別整備実績
6. 救急業務実施状況の推移
7. 救急自動車配置状況
8. 救急隊員の編成
9. 交通遺児奨学手当受給者の推移
10. 令和2年における相談内容
11. 年別相談件数

1. 交通安全施設の整備状況

道路管理者分（平成28年度～令和2年度）

（単位：千円）

工種	単位	大分河川国道事務所		大分土木事務所		市土木建築部 市都市計画部		合計		
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
一 種 事 業	歩道	km	0.05	10,000	1.58	-	9.074	1,908,100	10.7	1,918,100
	交差点改良	箇所	2.00	23,000	1	10,000	14	211,805	17.0	244,805
	路肩の改良	km	0.00	0	0.3	10,000	5.19	10,380	5.5	20,380
	自転車歩行車道	km	0.00	0	2.7	1,294,000	20.38	660,400	23.1	1,954,400
	段差切下げ	箇所	0.00	0	2.5	750	0	0	2.5	750
	点字ブロック	m	724.90	14,500	1370	41,000	1,821.5	45,538	3,916.4	101,038
	計			47,500		1,355,750		2,836,223		4,239,473
二 種 事 業	道路照明	基	199	130,000	27	33,700	326	109,200	552.0	272,900
	防護柵	km	1	63,000	2.75	36,000	11.718	294,260	15.2	393,260
	道路標識	本	68	25,000	12	30,000	72	14,400	152.0	69,400
	区画線	km	22	234,000	10.711	9,000	443.35	185,300	476.1	428,300
	視線誘導標	本	188	5,000	23	1,000	527	26,350	738.0	32,350
	道路反射鏡	本	0	0	2	4,000	479	96,100	481.0	100,100
	道路情報提供装置	基	1	100,000	0	0	0	0	1.0	100,000
	計			557,000		113,700		725,610		1,396,310
合計 (A)			604,500		1,469,450		3,561,833		5,635,783	

2. 交通安全施設の整備計画

道路管理者分（令和3年度～令和7年度）

工種	単位	大分土木事務所	市土木建築部	合 計	
		事業量	事業量	事業量	
一 種 事 業	歩 道	k m	2.7	9.52	12.22
	交差点改良	箇所	0	12	12.00
	路肩の改良	k m	0.5	5.3	5.80
	自転車歩行車道	k m	1.7	20.44	22.14
	段差切下げ	箇所	10	14	24.00
	点字ブロック	m	1,000	2145	3,145.00
二 種 事 業	道路照明	基	20	156	176.00
	防護柵	k m	4	10	14.00
	道路標識	本	10	52	62.00
	区画線	k m	30	406.68	436.68
	視線誘導標	本	100	400	500.00
	道路反射鏡	本	5	400	405.00
	道路情報提供装置	基	0	0	0.00

3. 交通安全施設の整備状況

公安委員会分（平成28年度～令和2年度）

種 別	単 位	事 業 量			合 計	
		大分中央署	大分東署	大分南署		
信 号 機	定 周 期	基	5	1	2	8
	感 応 式	基	1	3	0	4
	踏 切 用	基	0	0	0	0
	押しボタン式	基	5	10	2	17
道 路 標 識	張 出 式	本	25	5	1	31
	灯 火 式	本	0	0	0	0
	可変標識	本	0	0	0	0
	路側標識	本	538	185	127	850
道 路 標 示	実線標示	km	3.20	7.10	9.10	19.40
	図示標示	個	1,691	847	1,115	3,653
	横断歩道	本	1,420	625	639	2,684

4. JR九州の種別ごとの踏切数と原因別踏切事故数の推移

(平成28年度～令和2年度実績)

(単位：件、人)

踏 切 数 原因別	年度	H28	H29	H30	R1	R2	計
	1種	76	76	76	76	76	
	3種	4	4	4	4	4	
	4種	3	3	3	3	3	
計	83	83	83	83	83		
遮断機突破	件数	0	0	0	0	0	0
警報無視	件数	0	0	0	0	0	0
直前横断	件数	0	0	0	0	0	0
停止位置不良	件数	0	0	0	0	0	0
限界支障 脱輪・トリコ	件数	0	0	0	1	0	1
合計	件数	0	0	0	1	0	1

- ※ 1種踏切とは遮断機及び警報機を設置した踏切。
 3種踏切とは警報機のみを設置した踏切。
 4種踏切とは遮断機及び警報機のない踏切。

5. JR九州の事業別整備実績

(平成28年度～令和2年度実績)

(単位：件)

事業別	事業量					
	28	29	30	R1	R2	計
警報機・遮断機の整備	0	0	0	0	0	0
構造改良(拡幅)	0	0	0	0	3	3
交通規制強化	0	0	0	0	0	0
踏切道統廃合	0	0	0	0	0	0

※ 久大本線 賀来・南大分間 下片面踏切協議あり(拡幅年度未定)

※ 日豊本線 大在・坂ノ市間 平野踏切協議あり(拡幅年度未定)

6. 救急業務実施状況の推移

公安委員会分

(単位：件、%)

年 区分	H28	H29	H30	R1	R2
出動件数(A)	14,177	14,311	14,129	14,763	13,111
Aのうち 交通事故件数(B)	1,253	1,262	1,226	1,107	923
構成比 B/A	8.84	8.82	8.68	7.5	7.04

7. 救急自動車配置状況

(単位：台)

配置場所 区分	中央消防署	東消防署	南消防署	計
台数	5	4	4	13
非常用	1	1	1	3
計	6	5	5	16

(令和2年12月31日現在)

8. 救助隊員の編成

(単位：人、台)

署 区分	中央消防署	東消防署	南消防署	計
人員	16	16	16	48
車両計	2	1	1	4

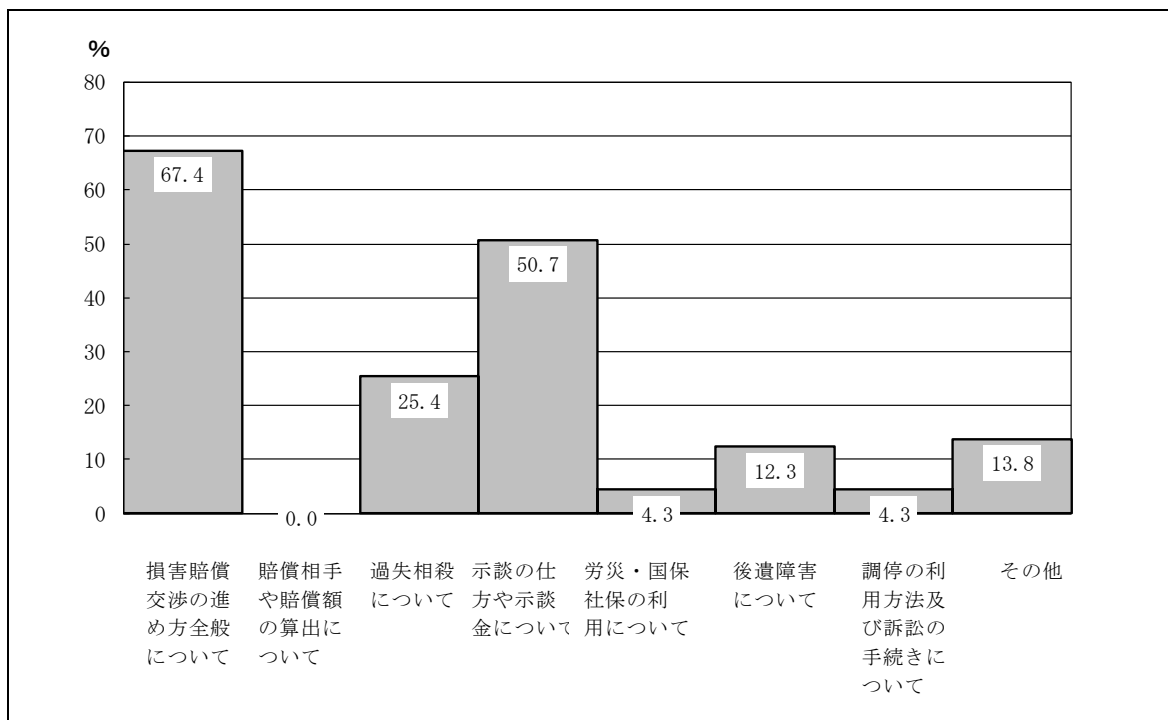
(令和2年12月31日現在)

9. 交通遺児奨学手当受給者の推移

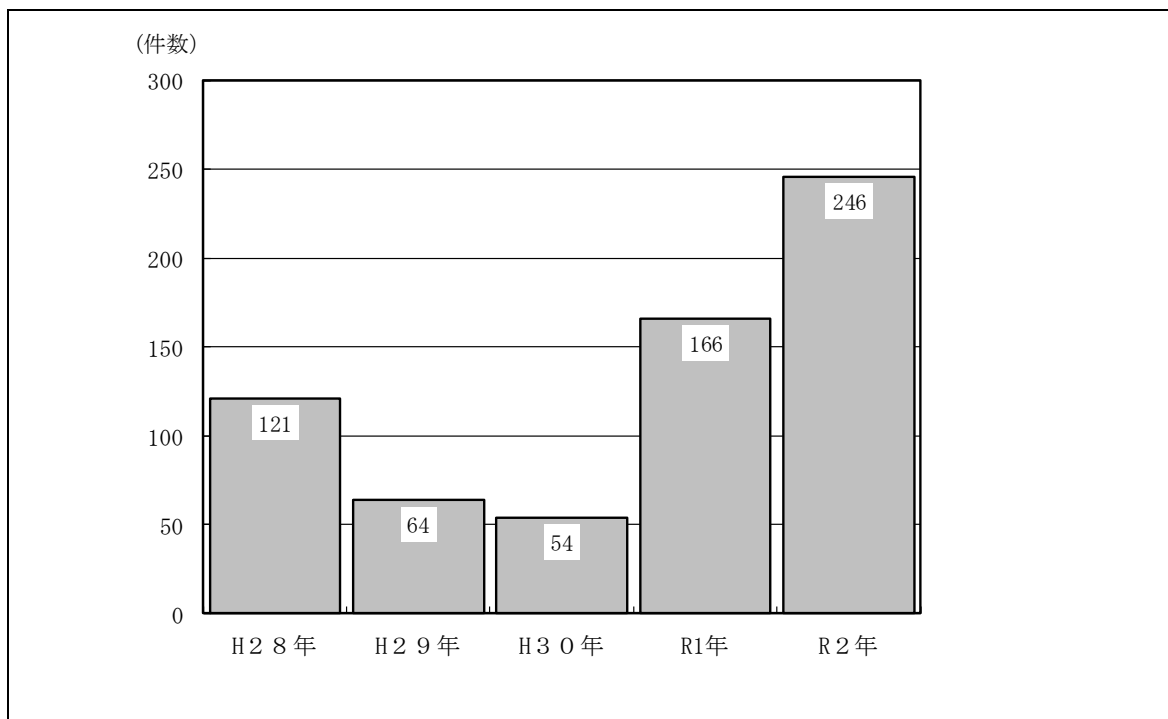
(単位：人)

年度 区分	H28	H29	H30	R1	R2
小学生	6	6	5	4	5
中学生	4	6	6	5	6
合計	10	12	11	9	11

10. 令和2年における相談内容（相談件数 246件）



11. 年別相談件数



交通安全計画用語解説

頁	用語	内容
12	生活道路	通学、買い物などの日常生活に使われる道路のことで、生活関連道路の略。
12	幹線道路	道路網の基幹となる道路のこと。
14	ビッグデータ	単なるデータ量の多さだけでなく、構造が複雑化し、リアルタイムの分析が難しい、従来の技術では管理や処理が困難だったデータ群。
14	ETC 2.0	従来のETCの進化版。ETC車載器の通信機能を大幅にアップさせたDSRC（専用狭域通信）を利用し、全国的高速道路等に設置されているITCスポットという通信アンテナとの間で、高速・大容量の相互通信を自動的に行う。事故や渋滞情報などをドライバーに伝える。
15	交通需要マネジメント (TDM)	Transportation Demand Managementの頭文字をとったもので、車の利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市や地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法のこと。円滑な交通流の実現により、環境の改善、地域の活性化が図られるため、全国各地で、TDMへの取り組みが始まっている。
15	高度道路交通システム (ITS)	Intelligent Transport Systemsの頭文字をとったもので、最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システムのこと。
16	歩行者等支援情報通信システム (PICS)	Pedestrian Information and Communication Systemsの頭文字をとったもので、正確で安全な交差点の情報を、音声で提供することによる高齢者や障害者の方々が、安全に移動できるように支援するシステムです。
16	光ビーコン	走行する車両を感知して交通量や占有率を測定する車両感知機能と、車載機と双方向通信を行うことにより情報の送受信を行う情報収集提供機能を有する高度な情報通信 (IT) 装置のこと。
16	交通情報板	一般道路や高速道路などで混雑状態や工事などを機械的に告知している掲示板であり、電光式のものを用いる。
17	エスコートゾーン	道路を横断する視覚障害のある人に対し、安全性及び利便性を向上させるために、横断歩道上に設置する突起体の列のこと。
17	昇降装置付立体横断施設	横断歩道橋あるいは地下横断歩道のように、道路・鉄道等を横断して設けられる横断者の安全を確保するための立体横断施設に、バリアフリー対策としてエレベーターを設けたものこと。
19	視距	ドライバーが道路上で見通すことのできる距離のこと。
20	区画道路	沿線宅地のための交通、供給処理施設の収容、日照、通風等のための道路のこと。
20	自発光式視線誘導標	道路の側方や中央などに沿って、路端や道路線形などを明示して、昼夜間における車両運転者の視線誘導を行うために設置する、自発光式施設の総称のこと。
20	高機能舗装	雨天時のスリップ事故等を防ぐため、路面の排水性を向上させた舗装のこと。従来の舗装より空隙が多いため、排水機能に加え、騒音の低減効果も有する。
20	高視認性区画線	夜間や雨天時における視認性の確保や、居眠りや脇見による車線逸脱の防止のために、ライン上にリブ部（突起）を設置したり、通常よりも再帰反射効果の高いビーズを使用したりする区画線、道路標示のこと。
21	道路交通情報通信システム (VICS)	新交通管理システム (UTMS) の中の一つのサブシステムであり、カーナビゲーションに渋滞等の交通情報を提供し、交通流の分散化、旅行時間の短縮等運転者の利便性の向上を図るシステムのこと。
22	ペDESTリアンデッキ	高架になっている歩行者用の通路。主に駅の周辺に、歩行者と自動車の通行を分離するために設置される。

22	プログラム多段系統化	対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑にする。
23	信号機の高度化	生活道路での歩行者・自転車の安全対策の一つ。エリア面積は概ね1km ² 、人口集中地区（D I D地区）に該当し、歩行者・自転車事故密度の高い地区を選定する。
23	新交通管理システム（U T M S）	光ビーコンを使用して、個々の車両と交通管制システムとの双方向通信等の高度な情報通信技術により、「安全・快適にして環境に優しい交通社会」の実現を目指すシステムのこと。警察によるI T S（高度道路交通システム）として、8つのサブシステムがある。
23	無電柱化	道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすもの。
27	パークアンドライド	最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自家用車で行って駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ移動方式のこと。
27	フレックスタイム制	一か月以内の一定期間における総労働時間をあらかじめ決めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業時刻を自主的に決定し、働く制度。
27	信号情報活用運転支援システム（TSPS）	Traffic Signal Prediction Systems の頭文字をとったもので、光ビーコンから取得した信号情報を用いて、信号交差点を円滑に通行するための運転を支援するシステムです。光ビーコンから取得できる信号情報と、自車の位置や速度の情報を用いて車載機が交通状況や運転シーンに応じた適正な速度や情報の提供を行う仕組み。
27	公共車両優先システム（PIPS）	Public Transportation Priority Systems の頭文字をとったもので、交通管理者の交通管制システムとバス事業者のバスロケーションシステムとを有機的に結合した、新たな公共車両優先システム。路上の光学式車両感知器とバス車載装置間で双方向通信を行い、バス優先信号制御、バスレーン内違法走行車への警告、バス運行管理支援、所要時間表示などをリアルタイムで行うシステム。
28	交通結節機能	人や物の輸送において、複数の同種又は異種の交通手段の接続が行われる場所。
28	MaaS	Mobility as a Service の頭文字をとったもので、ICT（情報通信技術）を活用し、バスや電車など、自家用車以外のすべての交通手段による移動を、ひとつのサービスで完結させる「次世代の移動の概念」。
29	車両感知器	交通量や速度等を計測して、渋滞、事故等の異常事象を検出するための機器で、超音波、光学式等の方式がある。
32	道路ふれあい月間	各種運動を通じて、道路を利用している国民に改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識してもらい、さらには道路をいつくしむという道路愛護活動の推進及び道路の正しい利用の啓発を図り、道路を常に広く、美しく、安全に利用する気運を高めることを目的に毎年8月に実施しているもの。
32	住区基幹公園	街区公園（街区に居住する人の利用に供する公園）・近隣公園（近隣に居住する人の利用に供する公園）・地区公園（徒歩圏内に居住する人の利用に供する公園）で1箇所辺りの面積はそれぞれ、0.25ha・2ha・4haを標準。
32	都市基幹公園	総合公園（都市住民全般の休息・散歩・運動等に供する公園）・運動公園（都市住民全般の主として運動に供する公園）で、1箇所辺りの面積は、総合公園は10～50ha、運動公園は15～75haを標準として配置。
34	交通安全教育指針	国家公安委員会は、地方公共団体、民間団体等が効果的かつ適切に交通安全教育を行うことができるようにするとともに、都道府県公安委員会が行う交通安全教育の基準とするため、交通安全教育指針を作成し、公表している。この指針には、交通安全教育を行う者の基本的な心構えのほか、教育を受ける者の年齢、心身の発達段階や通行の態様に応じた体系的な交通安全教育の内容及び方法が示されている。

36	心肺蘇生法	人の救命のため、呼吸及び循環の補助方法で、人工呼吸と心臓マッサージ等がある。
44	着用推進シンボルマーク	チャイルドシートの着用推進に関する国民の意識の高揚を図るためのシンボルマークで平成12年に公表
47	自動車アセスメント情報	現在市販されている自動車の性能について、さまざまな試験により評価を行った結果のこと。公表することで、車を選ぶ際の判断材料として活用することができる。
50	準中型免許	準中型自動車免許制度は、中型貨物自動車などに限定した新区分として新設される。現行の中型自動車（車両総重量5トン以上11トン未満）は、20歳以上・普免保有2年以上が免許受験の条件であり、高卒の新入社員には、中型トラックを運転させることはできない。 しかし、新制度の準中型トラックは18歳以上で普通免許の経験がなくても取得できるので、運送事業者の高校新卒者雇用が促進され、ドライバー確保にもつながると見られている。
51	講習予備検査（認知機能検査）	記憶力や判断力を測定する検査で、時間の見当識、手がかり再生、時計描画という3つの検査項目について、検査用紙に記入して行う。講習予備検査は、警察から委託された教習所等で受けることができる。
51	運転経歴証明書制度	運転経歴証明書とは、運転免許証の取り消しを自ら申請し（運転免許証の自主返納）、全ての免許を取り消された方（免許証の返納をした方）が交付を申請することが出来る証明書のことで、取消申請から5年間、交付申請が可能。有効期限はなく、身分証明書として一生涯、用いることが可能。
53	デジタル式運行記録計	自動車の運行状況（時間・距離・走行速度の法定3要素）連続的に記録する装置で、ドライバーや車両の情報等もコンピューターのデータとして記録される。営業車両5トン以上には運行記録計の装着と1年間の記録保管が義務付けられている。
53	運輸安全マネジメント評価	国土交通省の評価担当者による経営トップ及び安全統括管理者等の経営管理部門へのインタビューと文書・記録類の確認を通じ、事業者が構築した安全管理体制の更なる向上に資するため、創意工夫がなされている事項、熱心に取り組んでいる事項、優れている事項等について評価を行うとともに、継続的に取り組む必要があると思われる事項、工夫の余地のある事項、更に推進すると効果が向上すると思われる事項等について助言を行う。
54	先進安全自動車（ASV: Advanced Safety Vehicle）	高度道路交通システムの一部で、自動車にさまざまな先端技術を用い車両そのものが運転を支援するというプロジェクト。
55	スクリーニング検査	身体に少しでも疑わしい部分を取り上げて、確率で表示していく検査。
55	貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク事業）	全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会は、トラック運送事業者の交通安全対策などへの事業所単位での取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を認定する貨物自動車運送事業安全性評価事業を実施している。 この貨物自動車運送事業安全性評価事業は、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めるための環境整備を図るため、事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する制度で、2021年3月末現在、安全性優良事業所は26,940事業所あり、これは全事業所数の31.2%にあたる。
59	PDCAサイクル	日常的に繰り返される経営上の基本的な手順。計画（Plan）⇒実施（Do）⇒確認（Check）⇒対策実行（Action）の繰り返し
59	イベントデータレコーダー（EDR: Event Data Recorder）	エアバッグ等が作動するような交通事故において、事故前後の車両の情報を記録するために自動車内に設置される装置。ドライブレコーダー。
61	国際標準化機構（ISO: International Organization for Standardization）	162の標準化団体で構成される、国際規格の世界的相互扶助を目的とする独立組織で、国家間に共通な標準規格を提供し、世界貿易を促進している。
62	先進緊急ブレーキシステム（AEBS: Advanced Emergency Braking System）	先進緊急ブレーキシステムは、前方車両を検知し、運転者に警報を行い、衝突回避または被害軽減を目的に車両のブレーキシステムを作動させるものである。

63	車載式故障診断装置 (<i>OBD:On-Board Diagnostics</i>)	車両に搭載された電子装置の状態を監視し、故障を記録する装置
63	型式指定制度	現車によるブレーキ試験等の基準適合性審査と品質管理（均一性）の審査の結果、指定された型式の自動車について、新規検査時の現車提示が省略される制度
64	ペーパー車検	車両をきちんと検査した上で更新しなければならない車検を、あたかも検査をしたように装い書類上の手続きだけで更新してしまう違法行為。
64	モジュール化	1つの複雑なシステムを、相互依存の強い部品同士で構成するのではなく、交換可能な独立した機能を持つ部品同士で構成しようとする事。
70	自動体外式除細動器 (<i>AED:Automated External Defibrillator</i>)	心停止の際に機器が自動的に心電図の解析を行い、心室細動を検出した際は除細動を行う医療機器。
72	現場急行支援システム (<i>FAST:Fast Emergency Preemption Systems</i>)	緊急車両に対して経路等に関する情報を伝達するとともに、優先信号制御を行うことにより、現場までの到着時間の短縮、緊急走行時の交通事故の防止等を図るシステム。
72	緊急通報システム (<i>HELP:Help system for Emergency Life saving and Public safety</i>)	病気やケガなどの緊急時に「非常ボタン」を押す、または「緊急ストラップ」を引くと、受信センターにつながり、救急要請をすることができるシステム。
72	事故自動通報システム (<i>ACN:Automatic Collision Notification</i>)	車両の衝突が発生した場合、自動的にデータを送信することで、運転手が救急医療センターでの治療を必要とするかどうか、より迅速に判断を行い、救急医療関係者により良い支援を提供する。
73	ドクターカー	患者監視装置等の医療機械を搭載し、医師、看護師などが同乗して医療機関搬送前の現場などへ直接出動する救急車の一種。
81	速度制限機能付きATS	曲線等の線路の条件に応じて列車の速度を自動的に、当該速度制限箇所の手前までに安全上支障のない速度まで減速、又は停止させる装置のこと。
83	インシデント	事故に至る可能性があり、なおかつ、実際には事故につながらなかった潜在的事例のこと。
84	鉄道技術国際会議 (<i>ICRT</i>)	International Conference on Railway Technologyの頭文字をとったもので、2012年最初の会議が開催された鉄道技術に関する国際会議のこと。
88	オーバーハング型警報装置	踏切の存在を目立たせ、遠くからでも認識できるように、踏切の上方に取り付けた警報装置のこと。
88	大型遮断装置	通常の2倍程度の太さにした棒を使用し、遮断かんの視認性向上を図ったもののこと。

交通安全対策基本法抜粋

〔昭和45年6月1日〕
法律第110号

改正 昭和46年6月2日法律第98号
昭和50年7月10日法律第58号
昭和58年12月2日法律第80号
平成11年7月16日法律第102号
平成11年12月22日法律第160号
平成18年5月17日法律第38号
平成23年8月30日法律第105号
平成25年6月14日法律第44号
平成27年9月11日法律第66号

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二章 交通安全対策会議等

(市町村交通安全対策会議)

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例(前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあっては、規約)で定める。

第三章 交通安全計画

(市町村交通安全計画)

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見をきかなければならない。

- 3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市長村長は、必要があると認めるときは、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであってはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

大分市交通安全対策会議条例

〔昭和46年6月25日〕
〔条例第16号〕

改正 昭和59年6月30日条例第15号
昭和61年10月13日条例第32号
昭和62年7月20日条例第12号
平成17年9月30日条例第34号

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、交通安全対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大分市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 大分県の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 大分県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 大分市教育委員会教育長
- (6) 大分市消防局長

6 前項第1号、第2号、第3号及び第4号の委員の定数は、それぞれ3人、3人、3人及び7人とする。

7 委員は、非常勤とする。

(昭59条例15・昭61条例32・一部改正)

(特別委員)

第4条 会議に特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、九州旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 特別委員は、当該特別事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 特別委員は、非常勤とする。

(昭62条例12・平17条例34・一部改正)

(幹事)

第5条 会議に幹事25人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年条例第15号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和59年9月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第34号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

大分市交通安全対策会議規程

〔 昭和 46 年 8 月 4 日
告示 第 77 号 〕

改正 昭和 48 年 5 月 7 日告示第 64 号
昭和 52 年 9 月 5 日告示第 121 号
昭和 54 年 7 月 30 日告示第 140 号
平成 5 年 2 月 12 日告示第 50 号
平成 20 年 3 月 26 日告示第 33 号
令和 2 年 3 月 9 日告示第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大分市交通安全対策会議条例(昭和 46 年条例第 16 号)第 6 条の規定に基づき、大分市交通安全対策会議(以下「交通安全対策会議」という。)の議事その他運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 交通安全対策会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議録の調製)

第 3 条 会長は、庶務に従事する職員をして会議録を調製し、会議の概要及び出席委員の氏名等必要な事項を記載させ保管しなければならない。

(幹事会)

第 4 条 交通安全対策会議の幹事で幹事会を組織する。

2 幹事会に幹事長を置き市民部生活安全・男女共同参画課長の職にある者をもって充てる。

3 幹事会は幹事長が招集する。

4 幹事長は、幹事会の議長となる。

5 幹事会は議案の内容に応じ、幹事長が必要と認める範囲の幹事について招集することができる。

6 第 3 条の規定は、幹事会の会議についても準用する。この場合において「会長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。

(昭 48 告示 64・昭 52 告示 121・昭 54 告示 140・平 5 告示 50・一部改正)

(会長の専決処分)

第 5 条 会長は、会議が成立しないとき、又は会議を招集する暇がないときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、交通安全対策会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決することができる。ただし、その議決により、特に指定したものについては、この限りでない。

(1) 交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 19 条及び交通安全対策基本法施行令(昭和 45 年政令第 175 号)第 6 条第 2 項の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めること。

- (2) 大分市交通安全計画の要旨を公表すること。
- (3) 大分市交通安全実施計画の軽易な変更に関すること。
- (4) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項
- (5) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 交通安全対策会議の庶務は、市民部生活安全・男女共同参画課において処理する。

(昭48告示64・昭52告示121・昭54告示140・平5告示50・平20告示33・令2告示7・一部改正)

(委任)

第7条 この規程に規定するもののほか、交通安全対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

附 則(昭和48年告示第64号)

この規程は、公示の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年告示第121号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(昭和54年告示第140号)

この告示は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則(平成5年告示第50号)

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第33号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第7号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

第11次大分市交通安全対策会議 委員及び特別委員 名簿

種 別	職 名	氏 名	備 考
会 長	大分市長	佐藤 樹一郎	
委 員	国土交通省九州運輸局大分運輸支局長	久世 和彦	
委 員	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長	樋口 尚弘	
委 員	大分労働基準監督署長	谷口 幸康	
委 員	大分県中部振興局長	森 優子	
委 員	大分県大分土木事務所長	藤崎 裕司	
委 員	大分県生活環境部参事監兼生活環境企画課長	河野 雅弘	
委 員	大分中央警察署長	木村 浩和	
委 員	大分東警察署長	芹川 俊彦	
委 員	大分南警察署長	崎 尾 敬	
委 員	大分市副市長	久渡 晃	
委 員	大分市教育委員会教育長	佐藤 光好	
委 員	大分市企画部長	伊藤 英樹	
委 員	大分市福祉保健部長	斉藤 修造	
委 員	大分市土木建築部長	吉田 健二	
委 員	大分市都市計画部長	姫野 正浩	
委 員	大分市消防局長	後藤 能秀	
委 員	大分市福祉保健部大分市保健所長	坂本 博介	
委 員	大分市市民部長	佐藤 善信	
特別委員	九州旅客鉄道(株)大分支社長	吉野 敏成	
特別委員	西日本高速道路(株)九州支社大分高速道路事務所長	川畑 一弘	

第11次大分市交通安全対策会議 幹事 名簿

種 別	職 名	氏 名	備 考
幹 事	国土交通省九州運輸局大分運輸支局 検査整備保安担当首席陸運技術専門官	森 田 恵	
幹 事	国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所調査第二課長	管 谷 滋 志	
幹 事	大分労働基準監督署第一方面主任監督官	海老名信彦	
幹 事	大分県中部振興局次長兼総務部長	前 田 憲 生	
幹 事	大分県大分土木事務所管理課長	安 田 博 紀	
幹 事	大分県大分土木事務所道路保全課長	奈 良 崇 史	
幹 事	大分中央警察署交通第一課長	柳 澤 和 直	
幹 事	大分東警察署交通課長	小 林 靖 正	
幹 事	大分南警察署交通課長	佐 藤 智 宏	
幹 事	大分市企画部次長兼企画課長	小 野 晃 正	
幹 事	大分市福祉保健部福祉事務所長寿福祉課長	山 本 雅 博	
幹 事	大分市福祉保健部大分市保健所保健総務課長	衛 藤 祐 一	
幹 事	大分市土木建築部土木管理課長	安 東 英 進	
幹 事	大分市土木建築部次長兼道路建設課長	分 藤 雄 二	
幹 事	大分市土木建築部道路維持課長	三 代 尚 造	
幹 事	大分市都市計画部都市計画課長	後 藤 哲 秀	
幹 事	大分市都市計画部次長兼都市交通対策課長	橋 本 陽 嗣	
幹 事	大分市都市計画部次長兼まちなみ整備課長	姫 野 三 智 広	
幹 事	大分市教育委員会教育部次長兼社会教育課長	村 上 雄 二	
幹 事	大分市教育委員会教育部学校教育課長	野 田 秀 一	
幹 事	大分市消防局次長兼警防課長兼安全運転管理者	原 田 浩 司	
幹 事	九州旅客鉄道(株)大分支社安全推進室長	井 本 光 一 郎	
幹 事	西日本高速道路(株)九州支社大分高速道路事務所管理担当課長	八 道 隆 史	
幹 事	大分市市民部生活安全・男女共同参画課長	安 部 光	